

智学館中等教育学校学則

制 定 2008年3月26日 理事会

最近改正 2017年11月30日

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 学年、学期および休業日（第5条～第7条）
- 第3章 入学（第8条～第14条）
- 第4章 教育課程、授業時数、学習評価および卒業等（第15条～第17条）
- 第5章 留学、休学、転学、退学等（第18条～第23条）
- 第6章 職員（第24条・第25条）
- 第7章 生徒納付金（第26条～第30条）
- 第8章 賞罰（第31条・第32条）
- 第9章 外国人留学生（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 智学館中等教育学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じた中等普通教育および高等普通教育を一貫して施すことを目的とする。

（位置）

第2条 本校は、茨城県水戸市小吹町2092番地に置く。

（収容定員）

第3条 本校の入学定員は120名、総定員は720名とする。

（修業年限）

第4条 本校における修業年限は、6年とする。

② 前期課程の修業年限は3年、後期課程の修業年限は3年とする。

- ③ 本校の在学年限は、9年とする。ただし、同一学年については2年を超えないものとする。

第2章 学年、学期および休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の4学期とする。

- 1 第1学期 4月1日から6月15日まで
- 2 第2学期 6月16日から9月30日まで
- 3 第3学期 10月1日から12月31日まで
- 4 第4学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - 2 県民の日を定める条例（昭和43年茨城県条例第3号）に規定する県民の日 11月13日
 - 3 日曜日
 - 4 創立記念日 11月1日（認可日）
 - 5 創立者（諸澤みよ）の日 7月25日
 - 6 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
 - 7 1学期末休業日 6月13日から6月15日まで
 - 8 夏季休業日 7月22日から8月24日まで
 - 9 2学期末休業日 9月28日から9月30日まで
 - 10 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで（第1号に掲げる日を除く。）
 - 11 学年末休業日 3月23日から3月31日まで
- ② 校長は、前項の規定にかかわらず、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、休業日に授業を行い、または授業日を休業日とすることができる。
- ③ 校長は、非常変災その他特別な事情があるときは、臨時に休業日とすることができる。

第3章 入学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 小学校を卒業した者
- 2 前号に準ずる学校を卒業した者
- 3 その他本校において小学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第10条 入学を志願する者は、本校所定の入学願書その他の書類に受験料を添えて願出しなければならない。

- ② 受験料は、別表1のとおりとする。
- ③ 出願手続に必要な事項は、別に定める。

(選考)

第11条 前条の入学志願者については、選考を行う。

- ② 選考に必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格した者は、校長が定める期日までに保護者と連署した誓約書および所定の書類を提出するとともに、所定の入学金その他費用を納付しなければならない。

- ② 入学手続に必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第13条 校長は、前条に定める手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(編入学、転入学および再入学)

第14条 校長は、編入学、転入学および再入学を志願する者がいるときは、教育上支障のない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

- ② 編入学、転入学および再入学に必要な事項は、別に定める。

第4章 教育課程、授業時数、学習評価および卒業等

(教育課程)

第15条 本校の教育課程および授業時数は、別表2に定める。

(単位認定)

第16条 校長は、生徒が本校の定める教育課程に従って教科および科目を履修し、その結果が教科および科目の目標からみて満足できると認められた場合は、その教科および科目について、所定の単位を修得したことを認定する。

- ② 各学年の修了は、当該学年の所定の単位の修得により、校長が認定する。
- ③ 学習の評価に関する基準およびその方法は、校長が別に定める。

(課程修了および卒業)

第17条 校長は、前期課程の修業年限を在学し、所定の課程を修了した生徒には、中等教育学校前期課程修了証明書を発行することができる。

- ② 所定の全課程を修了したと認めた者について卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第5章 留学、休学、転学、退学等

(留学)

第18条 生徒が外国の中学校および高等学校に留学しようとするときは、校長に留学を願い出てその許可を得なければならない。

- ② 校長は、前項に規定する願い出が、教育上有益と認めるときは、留学を許可することができる。
- ③ 前項の規定により留学することを許可された生徒に係る単位の認定等については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第93条の規定による。
- ④ 留学に必要な事項は、別に定める。

(休学)

第19条 生徒は、病気その他やむを得ない事由のために3月以上出席することができない場合は、校長に休学を願い出て許可を受けなければならない。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- ② 休学に必要な事項は、別に定める。

(復学)

第20条 前条の規定により休学した者が復学しようとする場合は、校長に願い出て許可

を受けるものとする。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添えるものとする。

- ② 復学に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第21条 生徒が他の中学校および高等学校に転学しようとする場合は、校長に願い出てその許可を受けなければならない。校長は、正当な理由があると認めたときに限り、許可する。

- ② 転学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第22条 生徒が退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

- ② 退学に必要な事項は、別に定める。

(出席停止)

第23条 校長は、法令の定めによるときおよび教育上必要と認めるときは、出席停止を命ずることができる。

- ② 校長は、前項に定めるもののほか、第28条により出席停止を命ずることができる。
③ 出席停止に必要な事項は、別に定める。

第6章 職員

(職員)

第24条 本校に、次の職員を置く。

- 1 校長
- 2 教頭
- 3 教諭
- 4 養護教諭
- 5 実習助手
- 6 事務職員
- 7 労務職員
- 8 学校医、学校歯科医および学校薬剤師

- ② 前項に規定するもののほか、必要な職員を置くことができる。

- ③ 特別の事情がある場合は、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて講師を置くこと

ができる。

(職務)

第25条 校長は、校務をつかさどり所属職員を監督する。

- ② 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じて生徒の教育をつかさどる。
- ③ 教諭は、校長の指示に従い、生徒の教育に当たる。
- ④ 講師は、教諭に準ずる職務に従事する。
- ⑤ 実習助手は、教諭を助ける。
- ⑥ 養護教諭は、生徒の養護に当たる。
- ⑦ 事務職員は、事務に従事する。
- ⑧ 労務職員は、雑務に従事する。
- ⑨ 学校医、学校歯科医および学校薬剤師は、学校における保健安全管理に関する専門的事項に関し、技術および指導に従事する。

第7章 生徒納付金

(生徒納付金)

第26条 次の生徒納付金の徴収金については、別表1のとおりとする。

- 1 入学金
 - 2 施設設備費（入学時および後期課程進級時）
 - 3 授業料（月額）
 - 4 施設維持費（月額）
 - 5 図書費（月額）
- ② 前項のほか、校長が特に必要と認めた場合は、別途徴収することができる。

(納入)

第27条 生徒は、在籍期間中は出席の有無にかかわらず所定の期日までに、授業料その他の生徒納付金を納入しなければならない。

- ② 生徒が留学または休学により、前項の規定にかかわらず、出席しないことが月の始めから末日までに及ぶときは、当月分の授業料その他の生徒納付金を免除する。ただし、1年未満の短期の留学は、この限りでない。
- ③ 納入に必要な事項は、別に定める。

(滞納)

第28条 校長は、生徒が正当な理由なく、引き続き長期にわたって授業料その他の生徒

納付金を滞納したときは、出席停止または退学を命ずることがある。

(返還)

第29条 既納の生徒納付金は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続にのっとり入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く生徒納付金を返還するものとする。

(免除)

第30条 校長は、特別の事情がある生徒に対して、授業料を免除することができる。

第8章 賞罰

(褒賞)

第31条 校長は、成績、性行ともに優れ、他の模範となる生徒を褒賞することができる。

(懲戒)

第32条 校長は、生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、またはその本分に反した行為があったときは、懲戒を行う。

- ② 懲戒は退学、停学、訓告、訓戒その他とする。
- ③ 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - 1 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 2 学業を怠り、または学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - 3 正当な理由がなく、出席常でない者
 - 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

第33条 校長は、外国人で本校に留学を志願する者がいるときは、選考の上、許可する。

- ② 外国人の本校留学に必要な事項は、別に定める。
- ③ 外国人留学生には、この学則の各規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

- 2 この学則実施に必要な細則は、校長が別に定める。
- 3 この学則の変更は、2011年4月1日から施行する。
- 4 この学則の変更は、2012年4月1日から施行する。
- 5 この学則の変更は、2013年4月1日から施行する。
- 6 この学則の変更は、2013年9月26日から施行し、2013年4月1日に遡及して適用する。
- 7 この学則の変更は、2014年4月1日から施行する。
- 8 この学則の変更は、2015年4月1日から施行する。
- 9 この学則の変更は、2018年4月1日から施行する。

別表1（第10条、第26条関係）

納付金等一覧

中等教育学校

（単位：円）

		金額
生徒納付金	入学金	150,000
	施設設備費	150,000
	授業料（月額）	35,000
	施設維持費（月額）	13,000
	図書費（月額）	500
手数料	受験料	20,000

別表2（第15条関係）教育課程表

前期課程						
教科	1年次		2年次		3年次	
	必修 授業時間	授業時間 (単位)	必修 授業時間	授業時間 (単位)	必修 授業時間	授業時間 (単位)
国語	140	175	140	175	105	175
	(4)	5	(4)	5	(3)	5
社会	105	105	105	105	140	140
	(3)	3	(3)	3	(4)	4
数学	140	157	105	175	140	175
	(4)	4.5	(3)	5	(4)	5
理科	105	140	140	140	140	140
	(3)	4	(4)	4	(4)	4
保健 体育	105	105	105	105	105	105
	(3)	3	(3)	3	(3)	3
音楽	45	53	35	35	35	35
	(1.3)	1.5	(1)	1	(1)	1
美術	45	52	35	35	35	35
	(1.3)	1.5	(1)	1	(1)	1
外国語 (英語)	140	158	140	175	140	210
	(4)	4.5	(4)	5	(4)	6
技術・家庭	70	70	70	70	35	35
	(2)	2	(2)	2	(1)	1
道徳	35	35	35	35	35	35
	(1)	1	(1)	1	(1)	1
総合学習	70~100	70	70~105	70	70~130	70
特別活動	35	35	35	35	35	35
	(1)	1	(1)	1	(1)	1
合計	(1015)	1155	(1015)	1155	(1015)	1190

後期課程							
教科	科目	標準 単位	必修・ 選択	4年次	5年次	6年次	
				単位	単位	単位	選択
国語	国語総合	4	○	5			
	国語表現	3				<2>	選択3
	現代文B	4			3	3	
	古典B	4			3	3	※選択1
*	国語演習	4				(4)	選択6
地理歴史	世界史A	2	○	2			
	世界史B	4			(3)	[3]	選択7
	日本史B	4	☆		<4>	[3]	選択7
	地理B	4	☆		(3)	[3]	選択7
*	地理歴史演習	3				《3》	選択5
公民	現代社会	2	○	2			
	倫理	2				[2]	選択4
	政治・経済	2				[2]	
数学	数学Ⅰ	3	○	4			
	数学Ⅱ	4			4		
	数学Ⅲ	5				《3》	※※選択5
	数学A	2		2		(4)	※※選択6
	数学B	2			2		
	*	数学特別講座	2				<2>
*	数学ⅠAⅡB演習	4				(4)	選択6
理科	物理基礎	2	☆	2			
	物理	4			<4>		
	化学基礎	2	☆		[3]		
	化学	4				(4)	選択2
	生物基礎	2	☆	2			
	生物	4			<4>		
	地学基礎	2	☆		[3]		
	*	理科演習	4				[4]
*	理科基礎演習	3				《3》	選択5
保健 体育	体育	7~8	○	2	3	2	
	保健	2	○	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	☆	(2)			
	音楽Ⅱ	2				<2>	選択3
	美術Ⅰ	2	☆	(2)			
	美術Ⅱ	2				<2>	選択3
外国語 (英語)	コミュニケーション英語Ⅰ	3	○	4			
	コミュニケーション英語Ⅱ	4			5		
	コミュニケーション英語Ⅲ	4				6	
	英語表現Ⅰ	2		2			
	英語表現Ⅱ	4			2		
*	英語演習	4				(4)	選択2
家庭	家庭基礎	2	○	2			
情報	社会と情報	2	○	1	1		
総合的な学習の時間		3~6	○	2	1		
特別活動				1	1	1	
合計(単位)				36	36	35	

* 学校設定科目 ○ 必修科目 ☆ 必修選択科目 1単位時間(50分×35週)

※選択1:古典B(文系古典・理系古典) ※※選択5・選択6での数学Ⅲ選択者:両選択で数学Ⅲを選択し、合計7単位を履修する